

平成 18 年 8 月 24 日

「戸籍法の見直しに関する要綱中間試案」に関する意見書

法務省民事局民事第一課総括係 御中

千葉県弁護士会

会長 島 崎 克 美

「戸籍法の見直しに関する要綱中間試案」に関し、当会は以下のとおり意見を表明する。

第 1 意見の趣旨

弁護士が職務上戸籍の謄抄本等を請求する場合において、受任事件の依頼者の氏名及び請求事由を明らかにすることを求める中間試案（第 1, 1（4）A 1 案 A 2）には強く反対する。

第 2 意見の理由

1 これまで弁護士等が職務上交付請求する場合においては例外的に請求の事由を明らかにする必要がないとされてきた。

これに対し法務省は、戸籍法の見直しに関する法制審議会戸籍法部会の調査審議において、個人情報保護の観点から、かかる例外的措置を認めるべきではなく、弁護士等が職務上交付請求する場合についても、理由を明らかにしなければならないという見解が支持されたとし、同部会において明らかにしなければならない理由の内容について意見が分かれたため、下記の案を併記した「戸籍法の見直しに関する要綱中間試案」を、平成 18 年 7 月 25 日に発表し意見を募集している。

（A 1 案）

受任事件の依頼者の氏名を明らかにすると共に、その依頼者につき自己の権利若しくは権限を行使するために必要があること又は国若しくは地方公共団体の事務を行う機関等に提出する必要があることを明らかにした場合、あるいは、その依頼者につき市町村長が上記の場合に準ずる場合として戸籍の記載事項を確認するにつき相当な理由があると認める場合に該当する場合に限る案

（A 2 案）

受任事件の依頼者の氏名を明らかにする必要はないが、その他の要件についてA1案と同様のものを要求する案
(B案)

使用目的及び提出先を明らかにした場合とする案

しかし、これらのうちA1案A2案の理由とするものについては、以下のとおり合理的な理由はない。

2 守秘義務等の問題

弁護士は守秘義務を負っている（弁護士法23条）から、市町村の戸籍事務担当職員に対しても、依頼者の氏名及び受任事件の内容などを明らかにすることはできない。

もっともこれに対しては、戸籍事務担当職員などの公務員も守秘義務を有しており、弁護士の守秘義務との関係を考慮しても、依頼者の氏名・請求事由を明らかにしてもやむを得ないという理由が挙げられている。しかし、公務員による個人情報等漏洩事件も報道されており、依頼者の氏名・請求事由を要求することにより、依頼者の個人情報などの漏洩の危険性が高まる。特に、人口の少ない地域では、依頼者・戸籍に記載された者・市町村の戸籍事務担当職員が知り合いであることも多くあり、戸籍事務担当職員に、依頼者のみならず戸籍に記載された者の個人情報及びプライバシーが明らかになってしまう事態も想定される。

3 請求事由の判断の困難性

請求事由の記載が要件を充たしているか否かについて、法律実務に精通していない公務員が適切かつ迅速に判断することは困難である。

また、保全処分・時効成立間際の事件のように緊急を要する事件で、戸籍謄抄本等の請求に対して公務員が判断を誤って交付をしない場合、あるいは、判断に手間取って交付が遅れた場合には、財産の散逸、請求権の喪失など回復困難な事態が発生して、国家賠償責任を問われる可能性がある。

4 不正請求防止策としての実効性

今回の中間試案の理由として、弁護士等による不正な職務請求

事例があり、この防止が必要だといわれているが、これは戸籍謄本等の利用方法が問題なのであり、依頼者の氏名及び請求事由を要求して交付要件を厳しくしても、必ずしも不正な職務請求の防止策にはつながらない。

日本弁護士連合会及び当会においては、不正利用をした者に対して、これまでも懲戒権を行使することによって対応するなどしてきた。また、現在会員に対して、職務上請求書の適正な取扱いを行うよう喚起する文書を送付したり、職務上請求書の交付方法を見直すなど不正利用防止に務めているところである。

- 5 このように、今回の中間試案におけるA1案A2案は、不正利用防止策としての実効性に乏しいうえ、弊害が大きいので、当会はこれに強く反対するものである。

以上